

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第4委員会室

日 時：令和4年1月28日（金）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和3年12月17日から令和4年1月28日まで

（2）現地調査箇所

大沢野教育行政センター、大山教育行政センター、八尾教育行政センター、
婦中教育行政センター、民俗民芸村管理センター（7館）

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

こども家庭部

・こども支援課

・こども健康課

教育委員会事務局

・学校再編推進課

・大沢野教育行政センター

・大山教育行政センター

・八尾教育行政センター

・婦中教育行政センター

・民俗民芸村管理センター（7館）

議会事務局

（2）対象期間

令和2年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) こども家庭部 こども支援課

- ア 市有財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 行政財産の使用の許可申請について、使用しようとする日の1週間前までに富山市行政財産使用許可申請書の提出がされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- ウ 令和2年度に地域児童健全育成室に設置されたモニター付きインターフォンやネットメディカルカーテンなどの備品について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。
- エ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。
 - (ア) 週休日と休日が重複するときは、その日は週休日となるため、超過勤務手当の支給対象とすべきところ、休日給としたことにより、当該月の超過勤務時間の合計時間が60時間を超える部分に対して支給する超過勤務手当150/100が過小支給となっていた。
 - (イ) 勤務時間の割振り変更により、勤務を要する日に変わった日に行った超過勤務手当の支給割合について、当該月の超過勤務時間の合計時間が60時間を超える場合は150/100とすべきところ、週休日の支給割合135/100とした

ことにより、過小支給となっていた。また、同一週を超えた勤務時間の割振り変更により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間について、超過勤務手当の支給割合は25/100とし、当該月の超過勤務時間の合計時間が60時間を超える部分については50/100とすべきところ、全て50/100として支給したことにより、過大支給となっていた。

(ウ) 午後10時から翌日の午前5時までの超過勤務手当の支給割合は、その勤務の支給割合に25/100を加算し150/100とすべきところ、週休日の支給割合135/100としていた。これにより、当該月の超過勤務手当の支給割合ごとに合計した時間数を端数処理した結果、過大支給となっていた。

(2) 教育委員会事務局 大山教育行政センター

ア 大山歴史民俗資料館の第1号会計年度職員の報酬において、勤務時間の割振りを誤ったことによる過小支給があったので、改善を図られたい。

(3) 教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター

ア 行政財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 富山市民俗民芸村条例では、施設使用料は使用者があらかじめ使用承認を受けた際に納付しなければならないとされているところ、そのように納付させていなかったため、改善を図られたい。

ウ 富山市とやま土人形工房に係る行政財産の使用の許可について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる場所、施設全体的な使用の許可を行っていた。

(イ) 使用を許可する期間は、1年以内或いは市長が特に必要と認める場合においては別に定める期間とすべきところ、その定めによらず5年としていた。

(ウ) 行政財産等の使用に係る実費相当額として、使用者から電気炉の電気代は徴収していたものの、その他の光熱水費等を徴収していなかった。

エ 敷地に係る行政財産の使用許可において、使用者からの更新申請がなく、更新をしないままに継続的に使用させていたため、改善を図られたい。